
EUの経済

域内収斂再建に向けた制度改革

岩田 健治
Iwata Kenji

はじめに

リーマン・ショックに端を発する世界金融経済危機のなか、米国が2008—09年のマイナス成長から立ち直り、2010—13年で平均2.3%の成長を続けたのに対し、ユーロ圏の成長率は低迷し（2010—13年平均で0.6%）、2012—13年は再びマイナス成長を記録。世界の主要国・地域のなかでひとり欧州（ユーロ圏）だけが、二重の深刻なショックに見舞われた。

本稿では、EU経済、とりわけユーロ圏経済に危機をもたらした制度上の問題に焦点を当て、EU経済再生のための条件のひとつであるユーロ圏内の経済収斂について考えてみたい。

1 EU域内経済の収斂の終焉

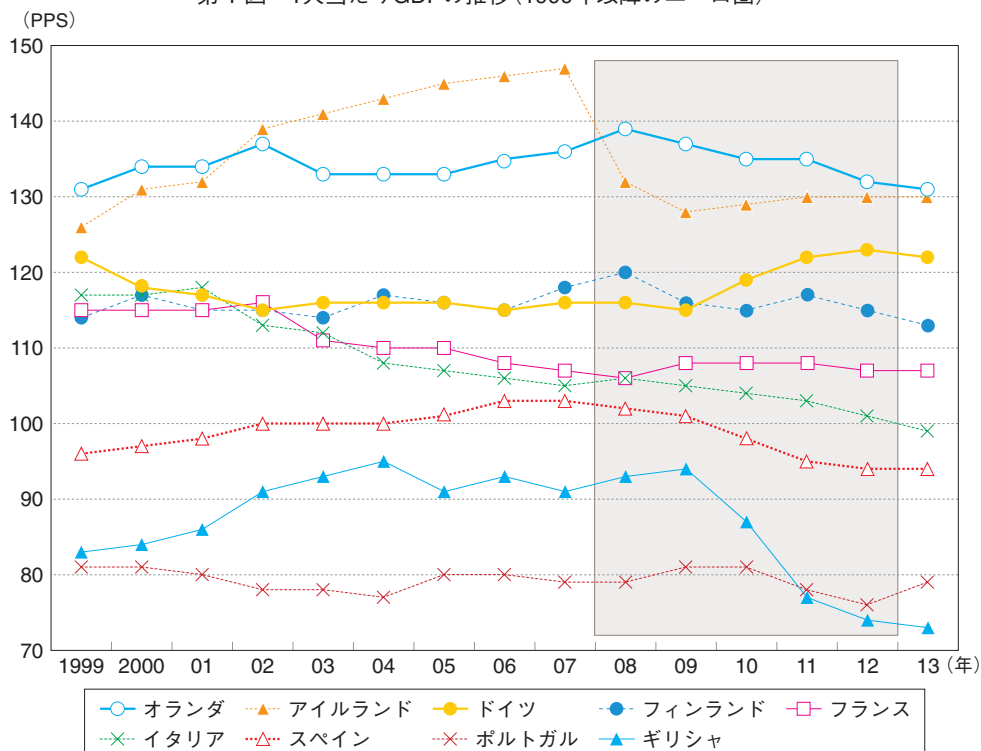
欧州経済共同体（EEC）／欧州共同体（EC）／欧州連合（EU）と連なる戦後の欧州統合においては、先進国同士の経済水準が収斂し、また先進国を軸とする全体の水準に周縁の諸国がEC/EU加盟を通じて次々と収斂するという、二重の収斂が実現してきた⁽¹⁾。

ところが、ユーロが導入された1999年以降の1人当たり国内総生産（GDP）の推移をみると、様相が一変していることがわかる。長年手を携えて進んできた大陸欧州の先進諸国間での経済的亀裂が、戦後の欧州統合史上初めて発生し、先進国から落伍しつつあるイタリアが、危機からなお抜け出せないでいる他の南欧諸国とともに、EU経済の重石となっているのである。

第1図には、次の3つのパターンが隠されている。第1は、概して1999年水準の高いポジションを維持もしくは回復しているドイツ、オランダ、フィンランド等の北の諸国である（○印のグラフ）。第2は、不動産市場のバブルなどの要因により2000年代前半に過熱気味のキャッチアップを行ない、2008年以降の危機のなかでその代償を払わされている諸国であり、スペイン、アイルランド、ギリシャ（ただし次の第3の要素も併せ持つ）がそれに該当する（△印のグラフ）。第3は、より深刻な構造的問題を抱えているケースで、1999年のユーロ導入以降、一貫してポジションを低下させているイタリアや、周縁国であるにもかかわらずユーロ導入以来キャッチアップを完全に停止してしまったポルトガルなどがその典型である（×印のグラフ）。

かくして、EU域内の経済収斂を再建するためのターゲットは明確である。第2グループが経験したマクロ経済のインバランスを防止・是正するシステムのEUレベルでの構築と、第3

第1図 1人当たりGDPの推移(1999年以降のユーロ圏)



(注) EU28=100として計算。ただしデータの制約上、1999—2001年はEU27=100として計算。
 (出所) Eurostat (GDP per capita in PPS) より筆者作成。

グループにみられる構造的諸問題のEUレベルでの解決にはかならない。

2 ユーロ圏政府債務危機とEUの対応

ここでは、第1節でみたEU域内の経済水準の収斂とその終焉を念頭におきながら、2008年以降の危機とそれに対するEUの対応について概観しておこう。

ユーロ圏政府債務危機を引き起こした最初のショックは2008年の米国リーマン・ショックに端を発する世界金融経済危機であった。この2008年以降の世界金融経済危機に対して、EUは、欧州中央銀行（ECB）等による緊急流動性支援、各国政府による銀行への資本注入などで金融対応しつつ、1992年の域内市場形成の際に立ち上げた金融規制監督に係る一連のツールの強化をもって対応した。その結果、危機に直面した諸国（バルト3国が典型）の金融システムは安定を取り戻し、またEUの金融規制監督体制は1992年の市場統合以来の大きな制度的飛躍を遂げた⁽²⁾。

(1) ユーロ圏政府債務危機の3つの波と緊急対応

しかし米国とは異なり、欧州の場合、2008年以降の世界金融経済危機は、そうした「域内市場」の修復・強化だけでは収束しなかった。それは、2010年のギリシャ政府債務危機以降、「域内市場」と並ぶ統合のもうひとつの成果であった「単一通貨」を揺るがし始めたのであった。世界金融経済危機のなかで、各国政府は、税収の落ち込みと経済の下支えのための財政支出によって財政赤字を拡大させた。この点は他の先進諸国もユーロ圏も同様であった（2010年の政府債務残高の対GDP比は、米国94.6%、日本193.3%、ユーロ圏85.4%）。しかし、ユーロ圏

の場合、単一通貨を導入しながら域内各国の財政に大きな不均衡が生じていたことをマーケットはリスクと捉えたのであった。かくして、2010年4—5月の第1次ギリシャ危機以来、2013年にマーケットが平静さを取り戻すまでの間に、合計3つの危機の波がユーロ圏を襲った^③。

第1は、2009年10月のギリシャ政府による財政赤字粉飾発覚を契機に、2010年5月にピークに達した第1次ギリシャ危機である。危機のさなかの同年5月初旬に開催されたユーロ圏緊急首脳会議は、総額1100億ユーロのギリシャ支援を決めた。次いでギリシャ以外のポルトガル、アイルランドなどの政府債務危機に備え、ユーロ圏金融安定化策として、EUが負担する欧州金融安定メカニズム（EFSM）600億ユーロ、EU加盟国が拠出する欧州金融安定ファシリティー（EFSF）4400億ユーロ、国際通貨基金（IMF）2500億ユーロからなる、合計7500億ユーロの支援枠が構築された。同時に、金融政策の側からも同年5月にECBが、国債を買い取る証券市場プログラム（SMP）を開始し対応した。

第2は、2011年6月以降の第2次ギリシャ危機である。ギリシャの財政再建が予定どおり進まず債務不履行の懸念が高まり、スペイン、イタリア、さらにはフランスにまで及び南欧諸国全体を包み込むかたちになった。それに対して2012年2月、ドラギECB総裁の主導でギリシャ国債の債務カットが実施され、またECBは2011年11月に超長期リファイナンスオペ（VLTRO）により、同年12月と翌2012年2月に1%という低利で期間3年の資金を合計1兆ユーロを欧州各国の銀行に供与し、市場は鎮静化に向かった（ドラギ・マジック）。

第3は、2012年5月以降にスペインで生じた銀行・財政の連鎖型危機であった。スペイン4位の貯蓄銀行バンキアが不動産関連融資の焦げ付きから破綻の危機に直面する一方、銀行への支援を行なうはずのスペイン政府もギリシャから飛び火した政府債務危機に直面し、金融システムと政府とが危機の連鎖に直面することになった。この危機に対してEUは、スペインに最大1000億ユーロ（実際の利用は約400億ユーロ）の銀行支援を行なうと同時に、ECBはドラギ総裁が同年7月に「ユーロを守るためなら何でもする」と宣言し、9月には危機国の国債を無制限に購入する国債買い入れプログラム（OMT）を実施し、当面の危機は鎮静化に向かった。

こうして、3次にわたる波状的危機は、EUの側はIMFと連携した緊急財政支援と債務カットを通じて、またECBの側はSMP-VLTRO-OMTと連なる一連の緊急対応策の実施を通じて鎮静化されたのであった。

（2）EUによる経済ガバナンス強化の動き

しかし、将来における危機の再発防止のためには上述の危機対応策では足りない。波状的にユーロ圏を襲った危機のなかで、EUが危機の再発防止に向けてどのような制度的対応を行ってきたのかについて概観しておこう。

①財政面での安全網構築

第1は、財政危機に対する恒久的な緊急安全網構築である。上述のEFSMとEFSFは3年という期限付きの緊急措置であったため、とりわけ後者の機能を引き継ぎ恒久化すべく、2012年10月にルクセンブルクに欧州安定メカニズム（ESM）が創設されている。ESMは、構成国が財政危機に直面するなどしてユーロ圏全体の安定性が損なわれる危険が生じた場合、域内

各国政府の保証で資金を調達し、厳格な条件の下で金融支援（支援枠は当面7000億ユーロ）を行なうメカニズムである。EFSMとEFSF-EMSによる支援の枠組みを通じて、すでに、ギリシャ（2010年—）、アイルランド（2011—13年末）、ポルトガル（2011—14年央）、キプロス（2013—16年）への支援が実施されている。

②EUレベルでの経済ガバナンスの強化と経済・通貨同盟（EMU）2.0

こうした緊急支援策と並行して、EUの経済ガバナンス自体を改善し、競争力を高め、域内収斂を実現することで、同様の問題の再発をより根底のレベルで防止するためのEU制度改革が進められた。

その起点となったのが第1次ギリシャ危機を受けて2010年10月に出された、ファンロンバイ欧州理事会常任議長を座長とするタスクフォース報告書『EUの経済ガバナンス強化に向けて』である。そこでは、①安定成長協定（SGP）の補強を通じた財政規律の強化、②財政を含むマクロ経済全体のサーベイランスの拡充、③2011年度開始の「ヨーロッパ・セメスター」（第3節で詳述）を通じた経済政策協調の強化、④ユーロ圏の危機の際の頑健な財政支援枠組みの構築、⑤経済ガバナンスのための構成国・EU双方の機構上の強化などが打ち出されている。同時にEU6法パッケージ（Six Pack）が採択された（施行は2011年12月）。これは、SGPを強化し、財政分野とマクロ経済政策分野におけるEUレベルでの監視と不均衡是正を定めた5つのEU規則と1つのEU指令からなるパッケージであった。

2010年11月には、「ヨーロッパ・セメスター」が開始され、EU構成各国の①財政政策・予算、②マクロ経済、③構造改革に関する監視と協調のメカニズムが作動し始めた。いわゆるEMU version 2.0の実質的始動と言ってよい。また上述のタスクフォース報告を受けて、2011年3月のユーロ圏首脳会議では「ユーロプラス協定（Euro Plus Pact）」が合意をみた。同協定は「経済・通貨同盟（EMU）」の2つの柱のうち「経済同盟」の側を、「競争力」と「域内収斂」という概念を軸に強化する内容となっている。翌2012年3月には「経済・通貨同盟における安定・協調およびガバナンスに関する条約（TSCG）」が締結され（発効は2013年1月）、①均衡財政の実現のための財政協定（Fiscal Compact）、②経済政策協調と収斂、③ユーロ圏のガバナンス改善（ユーロ圏サミット）などで、前進をみた。さらに2013年5月には、EU2法パッケージ（Two Pack）が採択され、上述の6法パッケージを補完し、①ユーロ参加国の予算案のいっそうの監視と評価、②財政困難または金融支援を要するユーロ参加国の経済・財政のいっそうの監視等が定められた。

こうして、2010—11年にユーロ圏を襲った2波にわたる危機のなかで、EUは各国財政とマクロ経済政策を平時から監視し、不均衡を未然防止し、早期に是正するための一連の経済ガバナンスを整備したのであった。

3 「真のEMU」とその課題

しかし2012年5月以降のスペインを舞台とする第3次の危機は、銀行部門の危機を伴うという点で、それまでの2波にわたる危機とは性格を異にしていた。銀行と財政との間の新たな危機の連鎖を断ち切り「経済・通貨同盟（EMU）」を存続させるためには、第2節でみたよ

第1表 真のEMU (A Genuine EMU) の4つの枠組みと3つの段階

時 期	真のEMUに向けた3つの段階		
	ステージⅠ 2012年末—13年	ステージⅡ 2013—14年	ステージⅢ 2015年以降
内 容	・財政安定化 ・銀行危機と政府債務危機の連鎖遮断	・統合された金融枠組み完成 ・構成国レベルの健全な構造政策推進	・EMUによる国別ショック吸収メカニズムの構築
統合された金融枠組み	① 単一監督メカニズム (SSM) と単一ルールブック (含 資本要件規則CRR・同指令CRDⅣ)		
	② 構成国預金保険制度 (DGS) の調和		
統合された財政枠組み	③a 構成国の破綻処理制度の調和	③b 適切な原資を備えた単一破綻処理メカニズム (SRM)	
	④ ESMによる銀行への直接的資本注入		
統合された経済政策枠組み	EU6法パッケージ (Six Pack) ・ EU2法パッケージ (Two Pack) ・ TSCG (安定・協調およびガバナンスに関する条約)		
		構成国がEUに対してコミットする構造改革への金融支援	国別ショックの吸収機能 (EU共通予算)
政治的説明責任	暫定的で柔軟な個別目標への支援	参加条件とその充足を条件に参加	参加条件は継続的コミットメント
	構造改革に関する構成国のEUに対するコミットメントをヨーロッパ・セメスターに統合		
	経済政策の事前調整のための枠組み (TSCG第11条)		
	EUレベルでの民主的正当性と民主的説明責任の並行的強化		

(注) TSCG第11条：条約締結国が経済政策の改革を行なう際には必ず事前調整がなされるべきと規定。

(出所) Herman Van Rompuy, in close collaboration with José Manuel Barroso, Jean-Claude Juncker, President of the Eurogroup, Mario Draghi (2012)。

うな経済ガバナンス強化と金融システムの安定化とが一体的に進められる必要があった。そこで2012年12月のEU首脳会議にて「真のEMU (Genuine EMU)」を目指した一連の改革案について合意をみた⁽⁴⁾。

ここでは、3年間に及ぶユーロ圏政府債務危機に直面するなかで、EUが新たに構築した「真のEMU」を概観し、それがユーロの存続に不可欠な域内経済の収斂にどのように貢献することになるのか考えてみたい (第1表参照)。

「真のEMU」は、①統合された金融枠組み、②統合された財政枠組み、③統合された経済政策枠組み、④政治的説明責任、という4つの基本枠組みからなっている。そして、2012—13年、2013—14年、2015年以降、の3つのステージで、これら4つの枠組みを深化させるという展望を示している。ここでは、経済統合と直接かかわる①—③についてその内容を確認したうえで、現在までの進捗状況についてみていくことにしよう。

(1) 「統合された金融枠組み」と銀行同盟

「統合された金融枠組み」は「銀行同盟」と呼ばれている⁽⁵⁾。その実態は「ユーロ圏内銀行監督・破綻処理制度」にはかならない。EU統合史上初めて、EUレベルの金融監督制度が、金融サービスの「単一市場」のみならず「単一通貨 (=通貨同盟)」にとっても不可欠な制度と認識され制度化されるという点で、画期的なものであった。それはユーロ圏の銀行を主たる対象とし、①単一監督メカニズム (SSM: Single Supervisory Mechanism)、②単一破綻処理メカニズム (SRM: Single Resolution Mechanism)、③調和化された預金保険制度 (DGS: Deposit

Guarantee Scheme) の3つの柱からなる。

SSMは、ユーロ圏参加国およびユーロ圏以外で銀行同盟への参加(opt-in)を希望するEU構成国の銀行に対し、ECBが一元的な監督を行なう制度で、2014年11月より運用が開始されている(ただしECB自らが直接監督するのは、資産規模や構成国経済への影響度の大きい120行程度で、それ以外の銀行はECBが定めるガイドラインに従って各国の金融当局が監督)。

第2の柱はSRMである。リーマン・ショックが発生した2008年から2010年までに域内の銀行部門に対して行なわれた資本注入(バイルアウト)などの政府補助は4兆5000億ユーロ(EUのGDPの37%)に達した。そのため銀行破綻の際の納税者負担を最小化すべく(バイルイン)、SRMの下に単一破綻処理基金(SRF: Single Resolution Fund)が創設され、単一破綻処理委員会(SRB: Single Resolution Board)が破綻金融機関の処理に当たる。SRFにはユーロ圏19カ国のほか、英国とスウェーデンを除く8カ国も参加しており、その規模はこれら26カ国の銀行に預けられた預金総額の1%(約550億ユーロ)となる(これを8年かけて参加国ごとに積み立て、徐々にEUレベルに移管・統合)。SRMの下、上述の欧州安定メカニズム(ESM)が、一定の条件の下、銀行に直接資金注入することも可能となる。

第3の柱は「DGS」である。EUレベルでの預金保険法制が最初に整えられたのは1994年の預金保険指令によってである。EUの「最低限調和原則」により、預金の最低保証額は2万ユーロと定められ、各国は2万ユーロ以上であれば自由に預金保険の保証額を定めることができた。ところが2008年のリーマン・ショックの際に、保証額がより高い国の銀行に預金が大規模流出する結果となった。そこで「最低限調和」という分権方式が改められ、2009年3月には預金保証額が一律10万ユーロに引き上げられて「調和化」された。その後2014年5月には、破綻時の迅速な払い戻し、基金のあるべき規模、事前積み立てを基本とする積み立て方式、資金不足時の他国基金からの借り入れなどが定められている。

(2) 「統合された財政枠組み」と「統合された経済政策枠組み」

真のEMUの財政枠組みと経済政策枠組みは、実質的に第2節第2項に示したEU経済ガバナンスの枠組みのうえに構築されることになるが、より進んだ段階では、EUの枠組みの下での各国構造改革やEUによる財政能力の確立を謳っている点で、画期的な内容となっている。

①統合された財政枠組み：3段階で財政同盟の実質的な実現へ

「真のEMU」で示された「統合された財政枠組み」は、上述のEU6法パッケージ、2法パッケージおよびTSCGに基づき、財政不均衡の未然防止と早期是正を、次にみるヨーロッパ・セメスターのサイクルのなかで実施することを基本骨格としている。

基本となるのは、ユーロ導入時に定められた安定成長協定(SGP)により定められた、政府赤字が対GDP比3%以内、政府債務残高が対GDP60%以内、という財政規律である。これに加えて、新たに「過剰赤字是正手続き(EDP)」が導入され、政府債務が対GDPの60%を超えているにもかかわらず、過去3年平均で年5%の率で低下させていない場合は、ヨーロッパ・セメスターの枠組みのなかで各国政府はその改善を求められることになる。

そのうえで、歴史上の、もしくは世界の他のエリアの通貨同盟との比較で、ユーロに備わっていない機能として(上述のESM等の緊急対応手段とは区別された)「集権的な財政能力(cen-

tral fiscal capacity)」を指摘し、第2段階以降におけるその構築について展望している。まず第2段階として、各国がEUへのコミットメントを通じて構造改革を進め、それに対して一定の金融支援を行なうことを可能にする枠組みが提案され、ユーロ参加国はこの枠組みへの参加を義務付けられるとされている。こうした枠組みは各国間の収斂を支援することで、次の第3段階の導入を助けることになるという。その第3段階では、EMUに「財政能力」を確立し、特定国を襲う大きな経済ショックの調整に一定程度役立てるとされている。EMUの「統合された財政枠組み」も、この段階までくれば、「財政同盟」に近い姿になるものと考えられている。ただしこの第3段階は、各国経済の収斂が十分に進むことが条件となっている。どちらの段階でも、構成国による拠出か共通財源を通じた財源が当面必要となるが、より長期のタイムスパンでは共通の債券発行についても検討がなされるべきとされている。

②統合された経済政策枠組み：マクロ不均衡防止から構造改革の実施へ

「統合された経済政策枠組み」は、2つのレベルで追求される。第1は、域内マクロ経済不均衡を防止するための「経済政策の事前調整のための枠組み」(TSCG第11条)を基本とするもので、①でみた財政不均衡の未然防止とあわせて、以下にみるヨーロッパ・セメスターがそうした枠組みを提供することとなる。しかしながら、各国の労働市場や財・サービス市場に内在する硬直性や制度的な問題に起因する不均衡を回避するためには、よりミクロレベルでの構造改革が必要と認識され、そのために第2段階以降で、個別のユーロ圏参加国に存在する構造的な問題について、各国はEUに対して比較的長期のコミットメント (contractual arrangements) を通じて改革を実行することが提案されている。またそうした構造改革へのコミットメントを、既存のヨーロッパ・セメスターに統合することが提案されている。

(3) ヨーロピアン・セメスター

結局のところEUの経済ガバナンスに関する一連の施策は、「真のEMU」のなかで「統合された財政枠組み」「統合された経済政策枠組み」のなかに位置付けられ、「ヨーロッパ・セメスター」に集約され毎年実施されている。ヨーロッパ・セメスターは、ユーロ圏のみならずEU全体の経済政策の協調を実現し、ユーロ圏内に収斂をもたらすための鍵となる重要なツールなのである。そのメカニズムを概観しておこう。

ヨーロッパ・セメスターは、毎年11月に開始される1年間のサイクルからなる。2010年11月に2011年度のセメスターがスタートしているが、6法パッケージ等を組み込んで現在のかたちとなったのは2012年からである。したがって、2015年現在、実質4年目ということになる。毎年11月に欧州委員会は、「年次成長概観 (AGS)」を公表し、成長と雇用創出に向けた年度計画を示す。AGSと同時に、欧州委員会はEU構成国に存在する潜在的マクロ不均衡を指摘した「警戒メカニズム報告書 (AMR)」を公表し、次の1年間の「マクロ不均衡是正手続 (MIP)」を開始する。AMRで示される各国の「スコアボード」は、EUもしくはユーロ圏全体との乖離を示すいわば成績表で、「対外不均衡と競争力」と「国内不均衡」とに分かれ、前者は5つ (経常収支、対外債務、実質実効為替相場、輸出シェア、単位労働コスト)、後者は6つ (住宅価格、民間貸し出し、民間債務、政府債務、失業率、金融部門の負債) の細項目からなる。

これらの不均衡指標で大きな乖離が観察される場合、欧州委員会は当該国に対するより詳細な調査 (in-depth review) を行なうことになる。この調査の結果は、①問題なし、②不均衡が存在または拡大する可能性あり、③過大な不均衡が存在、の3通りに分かれる。①の場合、MIPの手続きは終了する。②の場合、MIPの予防手続きに従い、欧州委員会が5—6月に当該国に対し「国別勧告 (CSR)」を出すことになるが、制裁措置は伴わない。③の場合、欧州委員会は、経済・財務相理事会 (ECOFIN) に対して、過大な不均衡を特定し当該国にMIPの是正手続きを開始させるよう、勧告を行なうことができる (ただし過去3年は当該国なし)。当該国が是正のための十分な行動計画を立てることができなかつたり、合意された行動を実施しなかつたりした場合、GDP比0.1%の制裁金が課されることになる (ただしユーロ圏に限る)。

MIPに加え、ユーロ圏の政府にはより拘束力の強い財政の縛りがかかる。ユーロ圏内の政府は毎年10月、欧州委員会に対して次年度予算案を提出し、欧州委員会は安定成長協定 (SGP) が示す要件の順守という観点から各国予算案への意見を11月に公表する。その意見をユーロ・グループ (ユーロ圏財務相会合) が審議し、12月に各国は次年度予算を採択する。要するにユーロ圏各国の予算は、ユーロ圏全体との整合性の観点から欧州委員会に事前にチェックされることになる。

このように財政やマクロ政策運営自体は引き続き構成国の手元におかれるものの、そうした財政や経済政策運営へのEUの関与の度合いを格段に強めている点にヨーロッパ・セメスターの特徴がある。

(4) 「真のEMU」の現状と課題

第1節で示したEU先進国間の収斂同盟が復活するか否かは、以上で示した「真のEMU」計画がその最終段階に到達できるか否か、またそこに示されている諸手段が実際に域内で経済収斂という成果をもたらしているか否かにかかっている。

第1に「統合された金融枠組み」については、すでに「銀行同盟」に係る主要な立法措置は完了し、2014年11月にはSSMも活動を開始している。ただし、銀行同盟をめぐっては、銀行同盟参加国と不参加国 (とりわけ国際金融センター・ロンドンを抱える英国) との間の金融監督の二重化、SRFの基金の規模の妥当性、SRF積み立て完了までの期間に破綻が生じた場合の対応、国別制度の調和にとどまりSRFと別運用となっている預金保険制度のあり方、銀行同盟を支えるEUの財政支援制度 (具体的にはESM) のあり方や規模など、引き続き注視すべき課題も多い。

第2は、財政とマクロ経済政策の収斂にかかわる問題で、ヨーロッパ・セメスターが最初の4年間でどのような成果を上げてきたのかという点にかかわる。

まず各国の財政赤字と政府債務の是正の枠組みである過剰赤字是正手続き (EDP) 対象国をみるならば、2011年の23カ国 (当時のEU 27カ国中) をピークに減少し、2014年現在11カ国 (クロアチア加盟後のEU 28カ国中) にまで半減している。EU全体でみても、2010年に政府赤字が対GDP比で6.2%を記録した後は低下を続け2014年には2.6%にまで改善している。世界金融経済危機が惹起した各国財政の大幅な悪化は一部の国を除けばピークアウトしたと言える (第2表参照)。

第2表 EU構成諸国の域内マクロ不均衡

国名 (*はユーロ圏)	1人 当たり GDP ¹	実質GDP成長率		ヨーロッパ・セメスターのマクロ不均衡は正手続き(MIP)対象国と是正レベル ²				2015年2月の国別分析報告書が指摘する問題点
		2013	2014予	2012 [12+4]	2013 [13+5]	2014 [14+4]	2015 [16+2]	
フランス*	107	0.3	0.4	☆	☆	☆4	★5	競争力低下、公的債務の拡大
イタリア*	99	-1.9	-0.5	☆	☆	★5	★5	高水準の公的債務、競争力の低下
スペイン*	94	-1.2	1.4	☆	☆	☆4	☆4	高水準の民間・公的債務と対外債務残高
ポルトガル*	79	-1.4	1.0	■	■	■	★5	高水準の対外債務・国内債務、信用収縮の圧力
ギリシャ*	73	-3.9	1.0	■	■	■	■	
キプロス*	89	-5.4	-2.8	☆	■	■	■	
マルタ*	86	2.5	3.3	—	☆	—	—	
ドイツ*	122	0.1	1.5	—	—	☆2	☆3	過少投資(民間・公共)と経常黒字
オーストリア*	128	0.2	0.2	—	—	—	—	
オランダ*	131	-0.7	0.7	—	☆	☆2	☆2	構造的要因(年金制度・税制)による経常黒字
ベルギー*	119	0.3	1.0	☆	☆	☆2	☆2	財の対外競争力の低下
ルクセンブルク*	257	2.0	3.0	—	—	—	—	
ポーランド	67	1.7	3.3	—	—	—	—	
チェコ	82	-0.7	2.3	—	—	—	—	
スロヴァキア*	75	1.4	2.4	—	—	—	—	
ハンガリー	66	1.5	3.3	☆	☆	☆3	☆3	高水準の対外債務と民間債務、金融部門への過重規制、不良債権累積
スロヴェニア*	82	-1.0	2.6	☆	☆	★5	☆4	企業の弱いガバナンス、国有企業、企業の高レバレッジ、公的債務拡大
クロアチア	61	-0.9	-0.5	n.a.	n.a.	★5	★5	競争力低下、高水準の対外債務、公的債務拡大、公的部門のガバナンス
ルーマニア	55	3.4	3.0	■	■	■	☆2	高水準の対外債務、脆弱な輸出競争力、銀行部門の脆弱性
ブルガリア	45	1.1	1.4	☆	☆	☆2	★5	2014年の金融部門の混乱
英国	109	1.7	2.6	☆	☆	☆2	☆2	家計部門の高い債務、住宅市場の構造的な問題
アイルランド*	130	0.2	4.8	■	■	☆4	☆4	高水準の民間・公的債務、銀行部門の低収益、構造的失業
スウェーデン	127	1.3	1.8	☆	☆	☆2	☆2	住宅価格上昇等による家計部門の債務増大
デンマーク	124	-0.5	0.8	☆	☆	—	—	
フィンランド*	113	-1.2	0.0	☆	☆	☆2	☆2	産業再編過程での対外競争力の低下
エストニア*	73	1.6	1.9	—	—	—	—	
ラトヴィア*	64	4.2	2.6	—	—	—	—	
リトアニア*	73	3.3	3.0	—	—	—	—	
EU28合計	100	0.0	1.3	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
うちユーロ圏19カ国	107	-0.5	0.8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
米 国	150	2.2	2.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	
日 本	103	1.6	0.4	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	

(注) 1. 2013年データ。EU28=100。

2. []内の数字は、左が是正対象国を、右が金融支援対象国を、それぞれ示している。

3. ☆★は当該国が是正対象となったことを示す。☆☆の後の数字は是正のレベル(1は不均衡なしで、2は監視と施策が必要な不均衡、3は監視と断固たる施策が必要な不均衡、4は特別な監視と断固たる施策が必要な不均衡、5は特別な監視と断固たる施策が必要な過大な不均衡、6は断固たる施策と過大な不均衡は正手続きの開始が必要な過大な不均衡)を、それぞれ示す。☆は2-4を、★は5以上を、それぞれ示している。■はEUによる各種の金融支援プログラム対象国で、広範な経済サーベイランス対象となっているためAMR対象外。

(出所) 「1人当たりGDP」はEurostat、実質GDP成長率は、European Commission, *European Economic Forecast Winter 2015*。

またマクロ不均衡については、アイルランドに続き、ポルトガル、ルーマニア等がESM等による金融支援を終了させた一方、ヨーロッパ・セメスターのMIP対象国は、2012年の12カ国(金融支援対象の4カ国とあわせて16カ国)から、2015年の16カ国(金融支援対象の2カ国とあわせて18カ国)に数を増やしている。しかも問題は、ポルトガルのみならず、大国のイタリア、さらにはフランスまでが、公的債務の拡大や競争力の低下等を理由に「特別な監視と断固たる施策が必要な過大な不均衡」というカテゴリーに入れられている点にある⁽⁶⁾。域内不均衡の改善は途半ばであり、競争力低下については次にみるEUレベルでの構造改革のためのシステムの早急な構築が欠かせない。

第3は、ユーロ圏内の構造改革にかかわる問題で、「真のEMU」計画のうち、その実現へのハードルが最も高いと考えられている「統合された財政枠組み」と「統合された経済政策枠組み」の第2段階、第3段階移行の展望である。欧州委員会のユンカー委員長は、2014年11月の就任から3ヵ月後の2015年2月、非公式EU首脳会議に「ユーロ圏におけるより良き経済ガバナンスのための次なる施策の準備——分析ノート」⁽⁷⁾なる文書を出し、関係諸機関での討議を開始している。そこでは「深化した真のEMU」実現のため、①ユーロ圏内の成長促進的構造改革と、②域内市場の機能強化（労働移動の促進、資本市場同盟を通じた資本市場統合の促進等）が、これからの1年半の間の短期的課題として掲げられている。前者は財政・経済政策分野における「真のEMU」の第2段階への移行にほかならない。当面その帰趨が注目される。

むすびに代えて

EUがかつての「連帯」を取り戻し、世界経済最大の経済圏を備えたグローバルアクターとして発展していくためには、何よりもEU経済内部に各種の収斂のメカニズムが備わっていないなければならない。本稿は、こうした収斂を実現するためのEUの制度構築がどこまで進んでいるのかについて検討し、財政を中心に非常時からの脱却が進んでいるものの、平時の構造的収斂のメカニズムが作動するには至っていないこと、またそうしたメカニズムを制度的に担保する「真のEMU」の第2、第3段階への移行作業がなお途上にあることを指摘した。

本稿では、域内経済の収斂のみに着目したが、基準となっているEUもしくはユーロ圏全体が、適正な規模で成長を遂げなければ、貧困への収斂となり域内の連帯の基盤は失われる。そのため、EUの成長戦略である「欧州2020」の進展状況や、昨年11月に誕生したユンカー委員長下の欧州委員会の新体制が打ち出した、欧州戦略投資基金（EFSI）設立を軸とする新しい投資計画構想など検討を要する課題も山積しているが、別の機会に譲らざるをえない。

[付記] 本稿は、日本学術振興会の科学研究費・基盤研究(C)（課題番号25380307）の成果の一部である。

- (1) 詳細なデータは、森井裕一編（2012）所収の岩田健治「第11章 EUの経済政策」を参照。
- (2) 詳細は、田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治（2014）所収の岩田健治「第7章 ヨーロッパの金融システム」を参照。
- (3) 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治（2014）、第5章を参照。
- (4) 以下の「真のEMU」に関する記述はVan Rompuy, et al.（2012）による。またEuropean Commission（2012）も参照。
- (5) 銀行同盟については、岩田、前掲論文「第7章 ヨーロッパの金融システム」、217-235ページを参照。
- (6) European Commission（2014b）。
- (7) Juncker, et al.（2015）。

■参考文献

田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治（2014）『現代ヨーロッパ経済（第4版）』、有斐閣。

- 森井裕一編 (2012) 『ヨーロッパの政治経済・入門』、有斐閣。
- European Central Bank (2014) *Guide to Banking Supervision*, September.
- European Commission (2012) *Communication from the Commission, A blueprint for a deep and Genuine Economic and Monetary Union Launching a European Debate*, COM (2012) 0777 final.
- European Commission (2014a) *Annual Growth Survey 2015*, COM (2014) 902 final.
- European Commission (2014b) *Alert Mechanism Report 2015*, COM (2014) 904 final.
- Juncker, Jean-Claude, in close cooperation with Donald Tusk, Jeroen Dijsselbloem and Mario Draghi (2015) *Preparing for Next Steps on Better Economic Governance in the Euro Area, Analytical Note*, February.
- Van Rompuy, Herman, in close collaboration with José Manuel Barroso, Jean-Claude Juncker, Mario Draghi (2012) *Towards a Genuine Economic and Monetary Union (Four Presidents Reports)*, December.

いわた・けんじ 九州大学大学院経済学研究院教授
<http://www.econ.kyushu-u.ac.jp/~iwata/index.html>
iwata@econ.kyushu-u.ac.jp